



発行 東京都

目次

訓令

告示

- 東京都臨海地域用地管理運用委員会規程の一部改正……………(港湾局臨海開発部誘致促進課)……………一
- 公共測量の実施(八件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 基本測量の実施(四件)……………(同)……………二
- 介護老人福祉施設の指定……………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………(主税局課税部課税指導課)……………三

訓令

●東京都訓令第五十三号

政 策 企 画 局  
 総 務 局  
 財 務 局  
 都 市 整 備 局  
 環 境 局

告示

●東京都告示第八百五十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵村山市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 武蔵村山市
  - 二 測量の種類 公共測量(地図編集)
  - 三 測量の区域 武蔵村山市地内
  - 四 測量の期間 令和四年一月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第八百五十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東村山市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

●東京都告示第八百五十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 国分寺市
  - 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
  - 三 測量の区域 国分寺市本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本多一丁目及び南町二丁目各地内
  - 四 測量の期間 令和三年十二月十三日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第八百五十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点))
- 三 測量の区域 八王子市別所二丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年二月一日から同年四月三十日まで

●東京都告示第八百五十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 西東京市保谷町五丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年一月七日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第八百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、豊島区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点))

- 三 測量の区域 豊島区南池袋二丁目、巢鴨四丁目及び高田一丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月二十二日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第八百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 西東京市西原町二丁目及び西原町五丁目各地内
- 四 測量の期間 令和四年二月二十日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第八百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

- 二 測量の種類 公共測量(数値図化)
- 三 測量の区域 板橋区地内
- 四 測量の期間 令和四年二月二十八日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第八百六十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(航空重力測量)
- 三 測量の区域 三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村各地内
- 四 測量の期間 令和四年二月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第八百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 基本測量(時空間変位確定測量)
- 三 測量の区域 東京都地内

四 測量の期間 令和四年一月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第八百六十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（国土広域情報修正測量）
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第八百六十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第八百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号及び第八十六条第一項の規定により介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十五条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類	介護福祉施設サービス	
開設者の名称	施設の名称	
所在地	指定年月日	
社会福祉法人 特別養護老人 暁会	特別養護老人ホーム フェニックス杉並 四号	杉並区天沼三丁目十九番十号 二月一日
社会福祉法人 特別養護老人 気つき福祉会	特別養護老人ホーム練馬いやし園 十五号	練馬区早宮三丁目十三番三 令和四年二月一日
社会福祉法人 特別養護老人 玄武会	特別養護老人ホーム しらひげ 一号	墨田区東向島四丁目二番十号 令和四年三月一日

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第三百三条の六第一項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

令和四年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
JFE商事資機材販売株式会社	椿原 純生	千代田区大手町二丁目二番一号	令和四年六月一日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

